

## 砺波市移住人財バンクに係る個人情報適正管理規程

- 1 個人情報を取り扱う職員の範囲は、市民生活課となみ暮らし推進班の職員とする。個人情報取扱責任者は、市民生活課となみ暮らし推進班長とする。
- 2 個人情報取扱責任者は、1に記載する個人情報を取り扱う職員に対し、個人情報の取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。
- 3 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うこととする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があった場合は、当該請求の内容が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うこととする。  
また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、個人情報取扱責任者は求職者等への周知に努めることとする。
- 4 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。  
なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、市民生活課となみ暮らし推進班長とする。
- 5 その他個人情報の取扱については、砺波市個人情報保護条例（平成17年砺波市条例第1号）に準ずる。

事業所名称 砺波市移住人財バンク  
事業所在地 富山県砺波市栄町7番3号  
砺波市役所本庁1階市民生活課内